

よくあるお問い合わせ

- Q1** 耐震診断や耐震改修工事について、わからないことがある。
A1 区の窓口にご相談ください。耐震診断などの実施に迷っている方や助成の条件を確認されたい方もお気軽にご相談ください。又、無料耐震相談会も行っていますのでご利用ください。
- Q2** 助成制度を活用して耐震診断や耐震改修工事を行いたいのですが、どうすればいいか？
A2 まずは耐震診断を受けていただく必要がありますので、区登録耐震診断士名簿から耐震診断士をお選びいただき、「区の助成制度を活用した耐震診断費用の見積り」を依頼してください。（耐震診断費用の見積りは無料です。）
- Q3** 区登録耐震診断士の名簿はどこで手に入るか？
A3 区のホームページ(<https://www.city.adachi.tokyo.jp>)や区の窓口で名簿を公開しています。郵送での対応も行っておりますので、お気軽にご相談ください。また、区登録耐震診断士のほかに、区登録耐震改修施工者（工務店）の名簿も公開しています。
- Q4** 区登録耐震診断士の選び方は？
A4 区登録耐震診断士名簿の区助成実績等を参考に、ご検討ください。また、複数の方に見積りを依頼し、話を聞くなどして、自分に合った方をお願いするのが理想です。もし、わからない点や不安な点があれば区の窓口にご相談ください。
- Q5** 耐震診断の費用はどのくらいかかるか？
A5 耐震診断の費用には幅があります。この費用は設計図面の有無、建物の大きさや区登録耐震診断士が所属する事務所によって異なりますので、一社だけでなく複数社へ見積りをおすすめします。
- Q6** 耐震改修工事の費用はどのくらいかかるか？
A6 耐震改修工事の費用は、建物の大きさ、劣化の具合や耐震性の程度により異なります。また、施工業者や施工条件（求める耐震性の程度、工事を行う場所、工事の時間帯や曜日など）によっても異なりますので、一社だけでなく複数社へ見積りをおすすめします。
- Q7** 木造戸建て住宅以外の助成もあるか？
A7 ございます。共同住宅や非木造住宅の助成もあるので、詳しくは区へ問い合わせください。
- Q8** 法人所有の物件は助成対象か？
A8 不動産取引業（宅地建物取引業）を行っている場合は、助成対象外になりますが、それ以外の法人所有であれば助成対象となります。
- Q9** 建物の登記をしていない住宅も助成対象か？
A9 未登記の建物については、登記の代わりに固定資産評価証明書や、固定資産税納税通知書等の写しがあれば申請可能です。
- Q10** 売買や相続で建物所有者が変わる場合はどうすればいいか？
A10 売買等で建物所有者が変わる場合は、所有権移転登記後に助成申請をしてください。また、相続で所有者が変わる場合は、区へ問い合わせください。
- Q11** ツーバイフォーの戸建ては助成対象か？
A11 在来軸組工法が対象のためツーバイフォーは対象外です。判断が難しい場合は、まずは区登録耐震診断士にご相談ください。

悪徳リフォーム業者に ご注意ください！

公的機関とまぎらわしい名称を用いて、耐震補強を勧誘する訪問営業が多発しております。登録耐震診断士の身分証・施工者の登録証をご確認ください。また、不審な点がありましたら問い合わせください。

登録耐震診断士・登録耐震改修施工者

問い合わせ先

建築防災課 耐震化推進第一・第二係

電話：03-3880-5317

ファックス：03-3880-5615

Eメール：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

足立区役所中央館4階 足立区中央本町1-17-1 発行：足立区

令和6年4月作成

大地震に備えて
『我が家』と『命』を守る

建築物の

耐震診断・

耐震改修工事

木造
住宅版

助成制度のご案内

令和7年度まで
助成金UP!



2016年 4月 熊本地震



令和8年3月まで限定
助成金 UP!

あなたの家は大丈夫?

これまで昭和56年5月以前の建築物が対象でしたが、平成12年5月までの建築物も倒壊の危険性の可能性があるため、助成対象を広げました

◇平成12年5月以前の建築物は大地震で倒壊の危険性があります◇

まずは診断

耐震診断 費用助成

助成金UP!

■対象条件

- 平成12年5月以前に建築された住宅
- 2階建以下の木造住宅
- 区登録耐震診断士による診断 (区の窓口、HPのリスト)

New

耐震診断の判定は?

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■助成費用

対象診断費用の全額で
最大**30万円/棟**まで

耐震強度が
不足と判断
されたら...

耐震改修工事に係る特例制度(減額・減免制度)

①住宅の耐震改修工事に係る特例制度(固定資産税・都市計画税)

- 問い合わせ先 足立都税事務所 03-5888-6211 西新井栄町2-8-15

②住宅の耐震改修工事に係る特例制度(所得税)

- 問い合わせ先 足立税務署 03-3870-8911 千住旭町4-21
西新井税務署 03-3840-1111 栗原3-10-16

※改修工事後の評点が1.0以上となる場合に対象となります。対象住宅、期間がありますので問い合わせ先にご確認ください。

耐震改修する 耐震改修工事 費用助成

助成金
助成率UP!

助成費用 **最大150万円/棟** 又は、対象工事費の **9割**
いずれか低い額

※注＝道路幅が建築基準法上の幅に適合していない場合は建物減築(セットバック)の可能性がありますが(外壁、庇等)又、接道要件を満たしていないと助成の対象になりません

※地域によっては助成金が増える場合がありますので、ご相談下さい。

■主な助成要件

- おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅で耐震補強が必要と判断されたもの(2年を過ぎると実費負担にて再診断が必要です)
- 区登録耐震診断士による工事管理
- 耐震シェルター・ベッドの設置支援助成を受けていないこと
- 建築基準法の違反建物への助成は不可

■耐震改修工事の内容

昭和56年5月までに建てられた戸建住宅の耐震改修工事助成は工事後の評点が1.0以上とならないものでも利用できます。ただし、耐震性が低下する部位が生じる場合は助成できませんのでご注意ください。詳しくは区へ問い合わせください。

助成金
助成率UP!

解体する 解体除却工事 費用助成

助成費用 **最大150万円/棟** 又は、対象工事費の **9割**
いずれか低い額

※地域によっては助成金が増える場合がありますので、ご相談下さい。

■主な助成要件

- 申請費用・法定手続き費用・カーポート・残置物(ゴミなし)・物置・地生えしていない樹木は対象外
- 建設業もしくは東京都の解体登録をしている業者
- 更地にすることが条件

注意!

- 混構造物は事前相談が必要です ●内定通知発行前の契約は事前着手とみなし、対象外となる場合があります ●営利目的の助成は受けることができません
- 店舗、作業所等の併用住宅は住居の床面積が過半以上必要です ●消費税は対象外です ●対象診断費・対象工事費については問い合わせください ●助成金拡充は、令和5年4月1日から3年間限定です

手続きの流れ

所有区分等によっては追加書類を求める場合もあります。詳細は区へお問い合わせください。①～⑥まで書類不備等が無ければ1～2ヶ月程度です。

